

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法27条の2 5 第4項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ニード
【住所又は本店所在地】	京都府京都市北区衣笠西御所ノ内町2 5 番地
【報告義務発生日】	該当なし
【提出日】	平成22年8月18日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

1【訂正理由】

大量保有報告書提出のあやまり

平成2年12月1日時点で大量保有にかかる報告義務が発生したが、発生時にすでに大量保有報告書を提出済みのため、本報告は必要なく取り下げるものである。